

び市町村公立小・中学校管理準則で示された休業日以外に、学校で計画する休業日（郷土行事への参加、学校創立記念日等）が、他校に比べ多いと推察される。

また、各教科年間授業時数を2年、3年に限ってみると、第2学年の標準時数は1,105時間と示されている（学校教育法施行規則）が、すべての学校でこれを上回っている。第3学年の標準時数は1,070時間であるが、ほとんどの学校で40時間以上上回っている。更に、各学校での授業時数のとり方の幅が大きく、最少と最多時数の開きは第2学年で90時間、第3学年で70時間となっている（図2-3-30）。

週授業時数（週時間表に固定されている教科、道徳、特別活動の時数）については、93.6%の学校が34時間、6.0%の学校が35時間、0.4%の学校が33時間実施している（「義務教育課調査」（昭51））。

イ. 生徒活動の年間指導時数

生徒活動と学級指導の指導時数をみると、生徒会活動は学校によって実施時数がかなり異なっている。これは、学習指導要領に「年間、学期または月ごとなどに適切な時間を充てるものとする」とあり、生徒会活動に対する学校の方針が異なるためと推定される（表2-3-18）。

クラブ活動は、ほとんどの学校が35時間実施している。また、学級会活動と学級指導を合わせた時数は、大部分が50時間実施している。これら活動の授業時数は、年間35週としての授業時数だけ実施しているといえる。

表2-3-18 生徒活動と学級指導時数

（単位：校）

内 容 \ 時 数	6～19	11～15	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～49	50	51
生徒会活動	30	127	73	21	5	5	—	—	—	—
クラブ活動	—	—	—	—	1	256	4	—	—	—
学級会と学級指導	—	—	—	—	—	6	—	8	226	21

注：1. 「義務教育課調査」（昭51）による。

2. 調査対象校は261校である。

教科の年間授業時数が標準授業時数をかなり上回って実施している反面、特別活動の授業時数は年間35週としての授業時数を限度として実施されているということは、教育課程が人間形成にとって調和と統一のあるものでなければならないという点からみて、検討を加える必要がある。また、一部の学校において、週授業時数を35時間計画しているが、生徒の学習負担からみて問題が残る。

ウ. 学 校 行 事

学校行事の時数は、「教育課程編成上の留意事項」（福島県教育委員会）に示された2～3週